

令和元年 10 月 13 日

## かさでらのまちビル上階改修工事における 一般競争入札の実施について（再公告）

笠寺観音商店街振興組合  
理事長 伊藤 邦一  
(株) 利信ホームプランナー  
代表取締役 東 駿

かさでらのまちビル上階改修工事における一般競争入札を実施するため、下記のとおり公告します。

### 記

#### 1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名：かさでらのまちビル上階改修工事
- (2) 工事場所：愛知県名古屋市南区前浜通 7 丁目 32 番 2
- (3) 工事期間：契約締結日から令和 2 年 2 月 28 日まで
- (4) 契約の種類：請負契約
- (5) 概要：改修工事（地下 1 階地上 3 階建のうち、地上 3 階/施工床面積約 156.87 m<sup>2</sup>）
- (6) 用途：商業施設、事務所施設
- (7) 予定価格：公表しない
- (8) 最低制限価格：有

#### 2. 一般競争入札参加資格及び条件

本件一般競争入札に参加できるのは、次に掲げる条件を満たしている者（以下「入札参加資格者」という。）とする。

- (1) 建設企業は、建設業法(平成 24 年法律第 100 号)第 7 条の規定に基づく一般建設業の許可を受けていること。
- (2) 次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。
  - ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者。
  - イ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
  - ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をして いる者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法

第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。

エ 民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。

オ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。

カ 法人税、事業税、消費税、地方消費税を滞納している者。

キ 名古屋市市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

### 3. 一般競争入札書類の提出

- (1)提出日：令和元年 10 月 31 日（木）消印有効
- (2)提出先：かんでらハウス（愛知県名古屋市南区笠寺町西之門 35-1）
- (3)必要書類：見積書（工事内訳書つき）、添付書類

### 4. 添付書類

- (1)企業パンフレット（施工例、自社情報記載のもの）
- (2)配置予定技術者調書（様式 1）

### 5. 設計図書等資料の貸与

- (1)資料等の貸与を希望する者は、以下メールアドレスに問い合わせること。  
設計監理者 宮本久美子建築設計事務所（担当：宮本） info@302-archi.com
- (2)貸与期間が終了したときは、直ちに資料を破棄すること。

### 6. 質疑応答

- (1)資料等に関し質疑がある者は、次に掲げる要領で質問書を提出することができる。
  - ①質問書提出期間：  
令和元年 10 月 23 日（水）午前 10 時まで
  - ②質問書提出方法：質問書を作成し、以下メールアドレスに添付送信すること。  
設計監理者 宮本久美子建築設計事務所（担当：宮本） info@302-archi.com
- (2)質疑に対する回答は、質問者に対し行うものとする。  
質疑回答日：令和元年 10 月 25 日（金）

### 7. 現場説明の有無

現場説明は希望があれば随時開催する。

## 8. 見積書等の提出

- (1) 入札参加者は、指定の日時、場所、方法で見積書を提出しなければならない。
- (2) 見積書（工事内訳書つき）は、入札参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記入及び押印の上封かんし、あて名、工事名、年月日、所在地、商号又は名称、代表者職氏名を表記及び押印するものとする。
- (3) 見積書の提出後は、これを引き換え、若しくは変更し、又は取り消すことができないものとする。

## 9. 落札の決定

入札を行った者のうち、入札価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、制限の範囲内で入札した者がいないときは、最低価格入札者を第一落札候補者として、協議の上、合意に至った場合は落札者とすることができる。

落札決定は、入札者決定後に入札者全員に書面で通知する。

## 10. 契約の締結

- (1) 落札者は、契約を締結しなければならない。
- (2) 契約は、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。

## 11. 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。